道政かわら版

■喜多龍一十勝連合後援会　■発行責任者／石田　富男　■発行日／平成７年１１月２４日　第２号

ごあいさつ

北海道議会議員
喜多　龍一

皆さんお変わりありませんか。お除さまで当選以来半年が過ぎましたが、元気に道政活動をさせていただいております。十月四日には初の一般質問に立ちました。

感じた事は、質問準備段階のやり取りを含め、堀知事の一歩二歩踏み込んで、何事かなしたいという、意欲と新鮮さを感じました。しかし、担当レベルはまだまだその気持ちについていっていない、横路道政からの頭の切り換えができていない、厳しい情況をどう打破していくかという問題意識に欠けているとの感を深くいたしました。

道政報告会
(浦幌町)

私に対する答弁作成段階で副知事が、担当課を厳しく叱責するという一幕もあったとのことです。

また、一連のカラ出張等の問題がありますが、今後詳細な調査結果を受け、改めるべきを厳しく改め、とるべき責任をとり、一方で道職員が業務遂行上必要とするものは明確にし、確保すべきであると考えます。そして何よりも道議としての身を律し、卑しくも官へのパーティー券売り等、政治家のモラルや道民の負託に照らし、悪いものは悪いとする断固とした姿勢が問われていると受けとめております。

今年は、ガット合意の実施、低迷する景気・農災・サリン事件等の人災・長引く不況による凶悪犯罪の多発や日本への経済バッシング等、内外ともに多難な一年でした。

押し迫る年末に向け、皆さんには健康に留意され、一層のご活躍・ご奮闘を期待してやみません。私への熱いご厚情に、幾重にも感謝申し上げ、ご挨拶といたします。

H7, 7, 27
保健環境委員会中央折衝
(厚生・環境・開発庁)

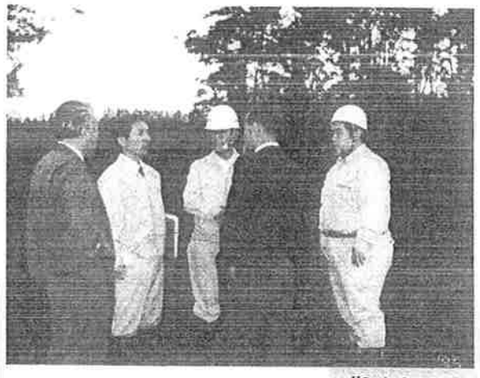

H7, 9, 8
中音更深層暗渠視察
(中音更地区)

H7, 9, 6
保健環境委員会道内視察
陳情会
(豊富町町民センター)

喜多龍一道議
第3回道議会定例会における一般質問とその答弁

第3回道議会定例会は平成7年9月21日から10月12日まで行われました。喜多龍一道議は、10月4日北海道が抱える諸問題について一般質問に立ちました。その質問内容全文を紹介します。またそれに対する道側の答弁も併せて紹介します。

質問　農業問題について

一、土地基盤整備事業に係る農家負担の軽減について

本道農業は、一戸当たりの耕地面積が府県に比べ約十三倍、農業粗生産額は全国の一割を占め、多くの作目が全国一位という、まさに大規模専業地帯というべき土地利用型農業を基幹とする、わが国の食料供給基地として、大きな役割を果たしております。

しかし、近年、担い手の高齢化や後継者不足が深刻さを増し、他方、昭和六十年以降急激な円高や市場アクセスの変更を背景に、輸入の急激な増加など、農畜産物の価格低迷を来たし、経営の悪化は離農、そして農村の著しい過疎化を促し、農地の流動化にも齟齬を来すなど、極めて厳しい状況を呈しております。

更に、わが国の食料自給率は、一独立国家として憂慮すべき、まさに危惧的状況を迎えております。

かかる中にあって、既にご案内の如く、我が国は一昨年十二月、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れをを決定し、今年一月にマラケシュ協定の発効、WTOの発足と、いよいよ合意実施六年の初年度を迎えたのであります。

この間、国は農業合意の及ぼす影響を極力緩和するため、実地期間六年間に実施する総事業費六兆百億円の「農業合意関連対策大綱」を決定したのであります。

ここで私は、これが対策について実効あるものとするには、現行制度をそのままのベースの上で展開できていけるか、道が誇っているUR関連対策の施策にしても三十一項目、道費二十九億円余の事業の過半が、計画策定費とソフト向けであり、農業経営に直結するものは少なく、大きな疑問を持っているのであります。

その第一は、公共事業の三兆五千五百億円です。農家は厳しい農家経営からの脱却のために負債対策等の金融措置のみならず、土地基盤の整備強化を図って、将来への営農意欲を持とうとする前向き対策の必要性を十分認識しております。

湿害に悩む地帯では耐久性の長い暗渠も整備したい、クリーン農業の推進につながる有機物施用などによる土づくりに資する整備もしたい、しかし、現行の土地基盤整備の負担金は重すぎる、という声を多く聞くのであります。

いくらグロスで三兆五千五百億円が確保されているとは言え、現状のままでは結局はあまり使えないで終ってしまうのではないかと思うのであります。

国はUR農業合意関連対策の中で、土地改良の既往負担金対策として「担い手育成支援事業」が創設され、また、ピーク年の償還額の一部を後年度に繰り延べする平準化事業の採択要件を緩和しましたが、念願してやまなかった事業費の十パーセントに相当する促進費助成は実現しなかったのであります。

私は二〇〇一年以降を見据え、UR地基盤整備費の農家負担の軽減を図ることが喫緊の課題と考えますが、知事はどう思われるか。

また、そのために、新たに道費の上置を措置すべきだと考えますが、この点どう考えるか。

ある県では畑総の県負担を三十パーセントとし、町村も頑張って概ね十パーセント、農家負担が十パーセント、更に昨今の農業情勢に鑑み、農家負担を五パーセントとするところもあり、本道に比べて大きく軽減されている例もあります。

本道の場合、畑総の客土・暗渠・面整備については二十パーセント、中山間地域農村活性化総合整備の農業生産基盤では十五パーセントがまるまる農家負担となっておりますが、市町村も頑張ってもらうことを含め、農家負担を限りなく少なくするよう、道としての道費負担をガイドラインを設定したらいかがか、知事の考えをお聞かせ願いたいと思います。

二、農地流動化対策について

●農地の買入れについて

その第二は、農地流動化対策についてであります。

近年、農業後継者のいない農家や高齢化、更に先行きに対する不安から離農を余儀なくされる農家が増加し、また一方では経営悪化から離農を決意しても農地等の処分が出来ず、離農もできない農家も、地域によっては生じてきております。

個人の農家では、すでに規模拡大が限界にきている地域も相当あり、離農地を現農業者、或いは農協で抱えるには困難な状況となってきております。

そこで国はUR関連対策の中で、担い手となる農業者に農地を集積していくための「農地流動化対策」を拡充し、新たに「経営転換タイプ」を設けて、発公社の農地の中間保有、すなわち農業開発公社の農地の中間保有化法人、すなわち農業開発公社が機動的に発揮出来るための施策が打ち出されました。

ここで、刮目すべきは、従来、買い手が決まらなければ公社は農地を買い入れなかったのでありますが、ここでは合理化事業として、売り手と買い手のセットなしで公社が農地を買い入れることができるとされ、原則五年、最長十年まで公社が中間保有をすることができるという、まさに画期的な対策が講じられたのであります。

しかし、この間に売り先を決めなければならないということで、公社は五年先、十年先の売り先の担保がなければできないとして、これが実施をためらうのではないかと私は危惧をしているのであります。

その点、知事のお考えを明快にお示しいただきたいと思います。

●農地の流動化対策について

更に私は結論から申し上げますと、今や農地は全部が全部買って規模拡大や新規就農するのではなく、貸借の時代に来ているのではないかと強く感じているのであります。

本道における農家負債の増加が、農地取得に多額の投資をしたことが原因の一つとして考えられている今日、これまでの農地の集積を見ても、相当農家経営に過重な負担を強いて実施され、それが経営悪化の直接に原因になっている例を、まま聞くのであります。甚だしきは、それが離農の主因ともなっているのであります。新規就農者においては何をかいわんやであります。

私は、本道の大規模土地利用型農業の特性から、農地の担い手への集積に当たっては、既に述べたUR関連農地流動化対策の農業開発公社による履行のほか、新たに、担い手や新規就農者に農地を売るのではなく、貸借とするような国又は農業開発公社による農地の保有を検討するよう、国に要請してみてはどうか。原則五年の中間保有を拡充し、長期にわたる貸借農業があっていいと系統も考えていますが、知事の考えをお聞きしたいと思います。

早晩、離農農地を売れない、農協も持ちきれないという事態が予測され、また、本道のみならず、耕作放棄地が全国的に増加していることが憂慮されている現状に鑑み、食糧自給の基盤確保、国土保全の観点からも、農地の公有に対し農業公債を発行する位の政策展開があっていいのではないだろうかとさえ考えますが、知事の所見をお聞かせ願いたいと思います。

三、農家負担軽減特別対策について

●農家の負債対策について

その第三は、農家負担軽減支援特別対策についてであります。

国は、この対策を、「農家負担軽減支援特別資金」以下、支援資金と言いますが、新たに二・五パーセント資金を創設し、また従来の「自創資金」の中に「農業経営基盤強化資金」、すなわち二パーセントのスーパーし資金の融資枠の拡充をするという、三本の柱で講ずることとしました。

この内、支援資金は、金利五パーセントを超える制度資金の借換も対象となりますが、スーパーし資金は認定農家を対象とし、農家の借り入れの過半が制度資金であるにもかかわらず負債整理については制度資金の借換は対象外とされております。

結局は「支援資金」が負債対策で、スーパーし資金は前向き対策ということになりますが、支援資金の趣旨は「新規投資等により農業経営の改善を進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図る」ことにあるのでありますから、いっそのこと、スーパーし資金に融資枠を含め、まとめて良かったんじゃないか、それが駄目なら「支援資金」と「スーパーし資金」の抱き合わせで使えないかと、要綱作成前の三月初めに農水省経済局に話しをした折、「時期的にまだ間に合うし、やろうと思えばやれるが、行政手法的に整理すると、一般に今回実施されたやり方になるだろう」と言っておりました。この点につきまして、平成八年以降、農家が使い勝手の良いように見直しをかけるよう、国に要請したらいかがか。

●支援資金の貸付要件について

次に、「支援資金」の措置要綱についてでありますが、そもそも国が大綱をまとめた文書には、その目的を「新規投資等により農業経営改善を進めようとする者に対し既往債務の負担の軽減を図るため」とされております。

ところが、国の策定した要綱には、「意欲と能力のある農業者の経営改善を加速的に進め」となっております。

要綱の「意欲」はわかりますが、「能力のある農業者の経営改善を加速的に進め」と言うのは、どうもおかしい。「そうでない農業者との差別化を一層推し進め」というように聞こえるのであります。

もっと言うと、それを根拠に、要綱の内容でガチンガチンに例の縛というのを規定しています。

例えば、個人にあっては五つの要件の全てを満たすこと、その中のひとつに「現に約定償還金の一部の返済が可能であること」二つ目には「経営規模の拡大、生産方式の合理化、農業従事の態様の改善等を計画しており、その実施及び本資金の借入れにより、概ね五年以内に農家経済余剰で全ての約定償還金が賄えることが確実と見込まれること」とあります。

前者は明快な足切りであり、後者については、前段だけで頭が痛くなってきます。

夫婦二人のファミリーファームの中

て、こうした中の大きい規模の酪農畑作経営をしながら、また、膨大な資料になるような管理労働を強いられ、更に、償還期限は十年以内、据え置き三年以内となっておりますが、例えば三年据え置いて、四年目から償還する人が「断わり五年以内」で、一体何がどうなるって言うのでしょうか。

これでは条件が満たせる優良農家しか借りることができないと言う、ここでもやはり足切りがなされ、負債対策として打ち出された主旨に沿っていないのであります。

来年に向けてこの要綱を見直すよう国に要請する考えはないか、知事の考えをお聞かせいただきたい。

●償還期限について

今ひとつ、償還期限を十年から、同しような後向き資金である「大家畜経営活性化資金」の三年据え置き十五年償還並みにして欲しいとの声が多々聞こえてまいりますが、知事はどう考えますか。

●長期借入金について

更に言えば、せめてUR合意実施六年間は短期プロパー資金は除外し、長期借入資金について金利をゼロにするような対策を考えてみてはいかがか、その際、道と市町村の協調も含めて考えていいと思います。本道の長期借入れ総額はいくらか、その金利総額はいくらかを示した上で、知事の考えをお聞きしたいと思います。

現に十勝のある町では、組合員全てを対象として、短期プロパー資金を除く、長期借り入れ資金総額の金利全額を町で利子助成し、農家には元金だけ返しなさいよという施策を検討したり、類似の対策を講じようとしています。

支援資金・スーパーL資金にしても、結局は一体何戸借り入れることができるのか、ある農協では組合員四百戸、今年スーパーL資金を使える農家三戸、五十年かけても百五十戸という計算になります。選別する前に、なぜ政策の光があたるように一度はすべきではないかと思うのであります。

四、農業労働力の減少について

国の「新農政の方向」では、十年程度後の農業労働力は、約三分の二程度に減少すると予想し、その上に立った政策を模索しようとしていますが、道はこの点をどう受けとめるのか。

いち早く自由化の波にさらされた林業界を司る立場にあって、苦悶の日々を過ごされた堀知事のご所見を是非伺いたいと思います。

五、大規模な専業地帯対策について

以上述べてきましたが、本道農業は府県に比べ、農地規模・経営規模をはじめ府県と横並びに整理することのできない特性を有しているのであります。

国の「新農政の方向」は、その大綜としては農業全般を含んでいるとは思いますが、「その他の農業経営の展望」と題して、酪農・肉用牛生産については二行と六文字、畑作については一行半だけ触れられ、締めくくりとして「畜産・畑作物などの経営の展望を示しつつ、所要の政策を講じていく」とされるにとどまっております。

私は、そこには米作並びに中山間地域が念頭に置かれたもの、すなわち内地府県に比重のかけられたものとの感がぬぐえず、これが策定された平成四年当時、農水省とのやりとりの中で、カッコ書きに（新コメ対策）と書いたらどうだ、そうでないと言うなら、畑作・酪農や大規模専業地帯に対する行数はいいとしても裏付けとなる別紙レジュメ等があれば見せて欲しいと言うのですが、ただ黙るだけでありました。

昨年八月の「農政審議会報告」にしましても、今後の「農政の展開方向」の中心は「新たなコメの管理システム」の構築にあったのであり、他の作目については「中長期的には影響が生ずることが予想され、今後の動向・実態を踏まえた対応が課題」とするにとどまっております。

コメは我が国の基礎的食料であり、もとより酪農畜産、そしてコメを含む大規模の専業地帯特有の問題を洗い出し、専業地帯対策として整理し、対策を講じてはじめて、中山間対策と併せ、車の両輪となると思うのであります。

知事はどうお考えでしょうか。

そして、その対策に当たっては、農家経営基盤の強化に直結するものに限り、柱立てをすることが最も効率的であると考え、すでに述べた如く、土地基盤の整備、金融、農地問題、時間など、なく触れませんでしたが、環境など、柱となるものに集中的に対策を講ずべきを「専業地帯対策」としたらいかがか、知事はどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

六、交付税の算定方法について

これらの施策を講ずるにしても財源の裏付けが必要であり、例えば、土地基盤整備にしても、従前の道の上置き分の水準を大きく上回るものとなりましょう。

私は、農畜産物の自由化が合意された今日、合意内容の実施期間である六年間を、一時も無為に過ごしてはならないし、二〇〇一年以降に向け、本道農業を足腰の強いものにしなくてはならないという観点から、国の対策とあわせ道としてこの際、思い切った財政出動をしなくてはいけないと考えるのでありますが、知事の考えをお聞かせいただきたい。

そこで私は、その財源として地方交付税の算定など一部見直しをするべきだと考えます。

地方交付税第十二条によれば、農業行政費の測定単位は、経常経費については都道府県も市町村も農家数だが、投資的経費については都道府県は耕地面積、市町村は農家数となっております。

全般で見ますと、その基本理念、根拠は変えられないように思います。

基準財政需要額の算定において、現行では、専業・兼業の別なく、一律に、農家数による算定が行われておりますが、専業と兼業の仕分けをして算定することになり、専業地帯を特性を反映することにもなり、この点を国に要請してはいかがか、考えをお聞かせ下さい。

七、交付税と決算との関係について

次に、道に入る農業費はいくらで、いくら農業に使われているか関心を持つのであります。かつて、本道農業農村整備事業費の全国に占めるシェアーはピーク時二十二%、昭和五十年代から六十年代初頭まで十九%台あったものが、現在では十五・六%であります。

一方、耕地面積の全国に占めるシェアは二十%程度と従前と変わりないことから、決算と交付額の差額は大きなものであるはずだし、累積するとかなりのものとなっているものと思われます。

交付税は一般財源ですから、その全てを農業対策に使えとは言いません。せめて実施期間に限って決算額を上回る分の三分の一でも四分の一でも使うことにならないか、それだけでもかなりの財源を確保できる計算になるはずですが、知事の考えを伺いたいと思います。

いずれにいたしましても、今、日本農業とりわけ本道農業にとり大きな転換期を迎えており、UR合意実施期間に、あらゆる知恵を絞り、財源を捻出し、思い切った財政出動をしない限り、本道農業に明日はない、更に言えば、本道農業が参ったら日本農業が参るんだということを申し上げて、農業問題を終わります。

答弁　農業問題について

一、土地基盤整備事業に係る農家負担の軽減について

●国際化の進展など

農業情勢が厳しさを増している中で、体質の強い本道農業を築くためには、営農の基本である土地基盤の整備を効率的かつ計画的に進めていくことが重要な課題でありますので、今後とも農家が積極的に土地基盤整備に取り組めるよう、農家負担の軽減に努めていく必要があると考えております。

●このため、国に対し制度の充実を引き続き要請するとともに、道としても、現在、農政部内にプロジェクトチームを設け、市町村や農業団体などの意向を聞きながら、府県の取り組み事例を参考として、農家負担軽減方策について検討を進めているところであり、できるだけ早く結論を得るよう努めてまいりたいと考えております。

二、農地流動化対策について

●農地の買入れについて

●　本年度から、農地保有合理化促進事業において新設された「経営転換タイプ」につきましては、農業開発公社の持つ中間保有の機能を活用して、離農者などから機動的に農地の買入れが行えるよう設けられたものであり、当面買い手がいない場合であっても、経営地の大部分を売り渡すなどの要件を満たす優良な農地については、五年の間に買い手を確保することを前提として、公社が買い入れることができるものとされております。

●　道としては、この制度の趣旨や仕組みを踏まえながら、農地の適切な買入れを進めるよう公社を指導するとともに、制度の効果的な運用を図るため、市町村や農業団体などと連携して、定められた期間内に、買い手が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

●農地の流動化対策について

●　買い入れた農地保有合理化促進事業により買い入れた農地を、長期にわたって貸し付けることは、制度上認められておりませんが、近年における農地流動化の状況をみますと、売買に比べて賃貸借が増加している実態にありますことから、国においては、本年度から賃貸借などによる農地の利用集積への取り組みに対して、助成金を交付する新たな事業を実施することにしております。

●　今後、離農の増加や担い手の高齢化などに対応し、農地の受け手を確保しながら、優良な農地の効率的な利用を促進するため、道としては、現行制度の充実強化を国に求めるとともに、ご提言のあり方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

三、農家負担軽減特別対策について

●農家の負債対策について

一　国の取扱方針によれば、認定農業者が、農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金と、農家負担軽減支援特別資金を同時に借りることはできないとされておりますが、まず、支援資金を借りて、負債整理を行い、改善計画が達成したのちに、スーパーL資金の借入れを行うことは認められております。

二　したがって、今後、農家の意向や経営実態を踏まえながら、これら資金の適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

●支援資金の貸付要件について

●　この資金は、ご指摘のとおり、概ね五年以内に、全ての年約定償還金の返済が、確実と見込まれる農業者に貸し付けられることが、要件とされております。

●　その貸付けに当たっては、農家の経営実態や改善計画などを十分勘案し、適切な対応がなされるよう、指導していきたいと考えております。

●　なお、この資金の取扱にに当たって、改善すべき点がありましたら、国に求めてまいりたいと考えております。

●償還期限について

支援資金は、償還期限が十年以内とされておりますが、既往債務の年償還額からみて、計画の達成が困難と認められた場合、償還期限を十五年以内とすることができるようになっておりますので、農家の経営実態に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

●長期借入金について

一　本道農家の借入金は、平成五年度の農家経済調査によりますと、一戸当たり平均で、借入金銭高は千三百万円、その年間の支払利息は、六十二万となっております。

二　農家の厳しい経営実態を踏まえ、ガット関連対策として抜本的な負債対策を国に強く要望しておりましたが、その結果、国と道が利子補給を行い、金利を二・五パーセントにする、支援資金が措置されたところであります。

で、今後とも、この制度の適切な運営を図って、農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

四、農業労働力の減少について

一　新農政の方向一では、ご指摘のとおり、今後、農業労働力が大幅に減少すると見通す中で、他産業並みの労働時間や生涯所得を実現する効率的・安定的な経営体を育成するとともに、そのような経営体が生産の大宗を担うような農業構造を実現することとしてお出ます。

◎　本道農業は、規模の大きい専業的農家を主体とした、二新農政の方向」を最も実現できる地域であります。

ぶ、担い手が減少していく傾向は全国と同様であります。昨年策定した「北海道農業・農村のめざす姿」に沿って、多様な農業経営の展開を図るほか、担い手の育成・確保に努めるとともに、高収益作物の導入や様々な創意と工夫をこらした取組みなどを進め、魅力ある地域農業を確立してまいりたいと考えております。

五、大規模な専業地帯対策について

●　本道農業は、恵まれた土地資源や自然環境を生かしながら、畑作や酪農・畜産など、それぞれの地域の特性に応じた産地形成を進め、専業的な農業地帯として、著しい発展を遂げてまいりました。

◎　今日、国際化の進展など厳しい事態に直面しておりますが、生産性の高い経営の展開が可能な本道農業は、規模の拡大や地域農業のシステム化を一層進め、今後とも我が国の食料供給基地としての役割を果たしていかなければなりませんので、ご指摘のような大規模な専業地帯の振興を図るための施策の積極的な推進が必要であると考えております。

●　このため、今後とも国に対し、土地基盤の整備や担い手対策、農地の流動化対策など本道農業の実態に即した対策の充実強化について要請するとともに、道としても、独自の対策を講じ、たくましい本道農業を築いてまいりたいと考えております。

六、交付税の算定方法について

「農家数」を測定単位とする農業行政費については、御指摘のとおり、専業農家が多い本道の実態を十分に反映したものとは言いがたい面もございますので、市町村とも連携を図りながら、今後とも、国に対し、本道農業の実態がより交付税算定に反映されるよう、粘り強く要望して参りたい。

七、交付税と決算との関係について

●交付税と決算との関係について

御承知のとおり、交付税は一般財源であり、また、交付税の需要額は実際の支出額に連動するものではありませんが、道といたしましては、歳入面において、本道の実態をより交付税の算定に反映させることができるよう国に対して要望を行い、交付税総額の確保に努める一方、歳出面においては、近年の厳しい農業情勢等を踏まえ、本道農業が直面している諸課題に適切に対処すべく、各種施策を展開して参りたいと考えております。

再質問　農業問題について

一、農業の振興対策について

それぞれ答弁をいただきましたが、なお、答弁に不十分な点がありますので、再度質問したいと思います。

先ず農業問題についてであります。前向きなお答えをいただきましたが、どうしても納得できないことがあります。

その一点目は、「めざす姿」を策定したが、「対策未だ固だず」の感が深いのであります。

「仏つくって魂入れず」の如しであります。

そこで、道における対策づくりの現状をまず、お聞かせいただきたいと思います。

また道は、道農業振興条例策定を都府県に先駆けて、やろうとしていますが、農業政策のバックボーンとなるものであります。

この点について、知事の考え方をお伺いします。

二点目は、「新農政の方向」で示す農業労働力の減少に関連してであります。

私は、農家が減少していく過程、その原因を問題にしているのですが、減少を自然淘汰の原理で黙殺するのではなく、一度は本道農家になべて、政策の光を当てるべきではないかと考えているのであります。

そういう意味で、支援資金に関連して、二点を強く指摘しておきます。

一、農業の振興対策について

ーセントの支援資金の実現をみたところであり、その適切な運営を図って農家経営の安定に努力をするとの答弁がありました。

このことについては、私が質問の中で、一体どれだけの農家が対象になるか、要綱についても縛りがきつく、負債対策の本旨に外れていると詳しく述べた上でお話しているのです。

近年、市町村長さんの間に、道は国の施策を機械的におろしてくるだけで、地域の実態を踏まえて国とすり合わせをしながら、作業を進める姿勢にかけているとの声が高まっております。

地方分権の時代と言っても、地方にそれだけの能力とヤル気と構想力を持った受け皿がなければ、道民にとって迷惑千万な話しでありますから、この点についても、十分配慮して、農家にとって有効な資金となる取組みについて、万全を期すべきであるということを強く申し上げておきます。

二、道独自の対策について

三点目は、大規模な専業地帯対策について であります。

私は、専業地帯対策について、国に

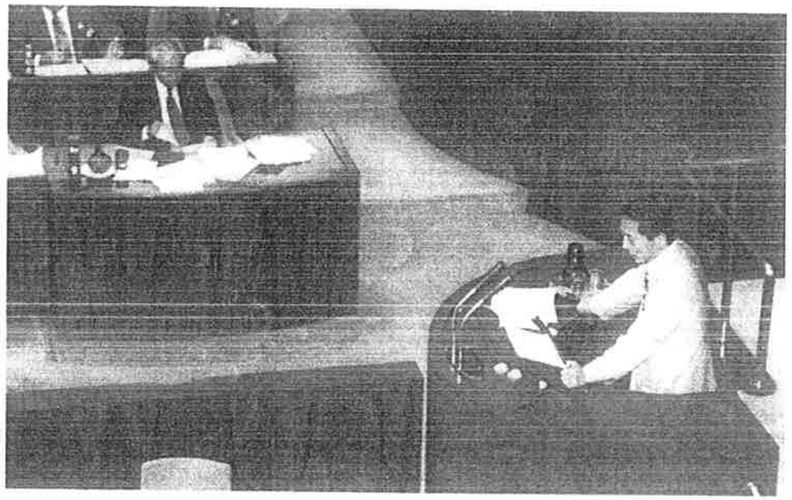

その一つは、せめてUR合意実施期間に限ってでも、短期プロパー資金は除外し、長期借入資金に対し、金利をゼロにするというような対策を考えてみてはどうか。

そのことを独自でやろうとしている町村もあると申し上げているのですが、このことを踏まえ、道としても長期借入資金の金利をゼロにするための検討を早急に行うべきであるということであります。

いま一つは、対策について二・五パ

債対策の本旨に外れていると詳しく述べた上でお話しているのです。

近年、市町村長さんの間に、道は国の施策を機械的におろしてくるだけで、地域の実態を踏まえて国とすり合わせをしながら、作業を進める姿勢にかけているとの声が高まっております。

地方分権の時代と言っても、地方にそれだけの能力とヤル気と構想力を持った受け皿がなければ、道民にとって迷惑千万な話しでありますから、この点についても、十分配慮して、農家にとって有効な資金となる取組みについて、万全を期すべきであるということを強く申し上げておきます。

二、道独自の対策について

三点目は、大規模な専業地帯対策について であります。

私は、専業地帯対策について、国に要請することのほか、道としても独自に担わなければならない点が多々あることを踏まえ、財政出動に視点をあてて、いくつかの点に絞り質問に立ったわけであります。

しかしながら、先程の答弁は、道としての取組みに積極性がなく、しかも具体的でありません。

どのように取り組もとしているのか、知事のお考えを再度お聞きしたいと思います。

再答弁　農業問題について

一、農業の振興対策について

●　道としては、魅力ある北海道農業を築くため、「北海道農業・農村のめざす姿」の方向に沿って、農業経営の体質強化や農地の流動化、さらには担い手の育成・確保対策など、各般にわたる施策を展開しておりますが、最近における厳しい農業情勢のもとで、農業者が将来に向けて希望が持てるよう、道としての確固たる取組み姿勢や、支援対策について明らかにすることが必要であると考えております。

●　このような認識のもとで、現在、農業の振興条例に関する検討を行っております。今後、その検討過程で、農業関係機関・団体や農業者の方々から、広くご意見をお聞きしながら、条例を制定するよう、努力してまいりたいと考えております。

二、道独自の対策について

道としては、国の施設とあいまって、安全で良質な農産物を生産するクリーン農業の展開や新しい作物の導入などによる高収益な農業の確立、さらには、意欲的な農業者グループによる新たな農業ビジネスの育成、地域の総意と工夫を生かした個性ある農村づくりなどの道独自対策を積極的に実施しておりますが、今後とも、こうした施策の充実に取り組み、たくましい農業の確立と活力ある農村づくりに向けて、努力してまいりたいと考えております。

質問　水産問題について

一、沖合底びき網漁業について

(一)沖合底びき網漁業と沿岸漁業の操業体制づくりについて

本道水産業をとりまく情勢は、二百海里体制の定着と、公海における水産資源や、漁業に対する国際規制・管理強化が進み、一方、本道周辺海域は、韓国のオッタートロール船問題を含め、資源水準が低迷しているなど、厳しい状況にあります。

ときあたかも昨年十一月、海洋と海洋資源の利用・保存に関する国際社会間の意志ともいうべき国連海洋法条約が発効し、我が国も、次期通常国会に条約批准を提出する準備を行っているところであり、今後、国際漁業制度の新たな枠組みが作られてまいります。

近年、スケトウダラをはじめ、沿岸・沖合の資源状況は悪化の一途を辿り、漁業者の感情とともに、韓国漁船に与えるスケトウダラは全くないどころか、漁船漁業の経済は総じて悪化していることから、本道の漁船漁業自体が、再度再編していくことを考えなければならない状況にあると思います。

このように、一刻も早く、本道周辺海域における資源管理を基本とした漁船漁業の適切な操業体制の確立が問われている中で沖底漁業については、平成九年に大臣許可の一斉更新を控えているところであり、極めて重要ポイントとなってくるのであります。

国は、沖底の操業体制について、平成四年以降三ケ年計画で行った沖合底

びき網漁業協会対策事業、いわゆる沖底のモデル化事業の結果を取りまとめる中であり、今後においては、この結果を踏まえて、沖底の底魚資源の適正利用と経営の安定、更には、沿岸漁船漁業との紛争防止を図るために、本道周辺海域での適正な操業体制を検討していきたいとしておりますが、道は、沖底と沿岸の操業体制づくりについて、これまで、どのように取り組んできているのか、その状況をお聞かせください。

〔沖合底びき網漁業の操業の再構築について

また、今後、平成九年の大臣許可の斉更新に向けて、この沖底モデル化事業の結果に基づき、本道周辺海域での沖底の適正な操業体制づくりの具体的検討がされることとなっており、従って、この問題は、大きなヤマ場を迎えたのであります。

国連海洋法批准をはじめ、資源管理への取組み強化、更には、近年における資源の著しい悪化によって、沿岸の漁業者が、休漁や減足のいく操業ができなくなっている状況にあり、また、沖底においても、多くの漁獲・経営体が、欠損を出している状況を踏まえますと、平成九年の一斉更新にあたっては、沖底の将来あるべき姿として、資源を基本においた操業の枠組みづくりが必要であり、船型規模などからも漁獲が過大で、海底・魚族生息地を荒廃せしめるような沖底については、減船を含めた漁獲努力量の縮減など、再構築が是非とも必要な状況になってきているのではないかと考えますが、知事はこの点に関してどの様に考えているのか、この際明らかにしていただきたいのであります。

もし、沖底モデル化事業の結果等から、沖底漁船の減船が必要となった場合には、減船の際の勧成について、国際規制関連減船事業の対策を国に強く要望していくべきと考えますが、知事のお考えをお示しいただきたいと思います。

二、十九トン型さけ・ます漁業について

〔経営実態について

次に、十九トン型さけ・ます漁業に対する円高対策資金の適用についてであります。

近年の輸入水産物の増加と急激な円高による、水産物価格の低迷は長期化し、更に極度の底価を来しております。

そこで国は、最近の急激な円高による漁業経営への影響を緩和し、沿岸中小業者の経営の早急な改善及び体質強化を図るために、必要な資金を低利で融資できるよう「円高対応漁業経営強化資金融通助成事業」を創設し、道にあっては、今次三定補正予算に提案されたところであります。

これが実施に先立ち、特に十九トン型のさけ・ます業界で、事業内容を精査したところ、この円高対応の融資制度の対象魚種に、さけ・ます類を国は指定しておりますが、その対象漁業者については、「過去の水揚げが減少したこと」が貸付けの要件ということであり、十九トン型さけ・ます漁業は、現実にはノルマが増え、水揚げが減少していないことから対象にならない、ということで大変困っております。

しかし、魚価の極度の低迷や、過重なロシアへの漁業協力費などにより、経営の実態は極めて厳しく、このまま続けるか否かを、真剣に考えている漁業者が大勢いるということ、水揚げが増えたからといって、必ずしも利益が上がるということになっていない現場の収支の実態を、道は知らないはずがないと思うのですが、知事は、十九トン型さけ・ます漁業の経営実態をどのように把握・認識しているのか、所見を伺いたいと思います。

〔円高対策資金の適用などについて

また、何とかこの制度の対象に該当できないか、更に、どうしても制度上なじまないのであれば、別途、対策を国に要請していく考えはないか、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

答弁

水産問題について

一、沖合底びき網漁業について

〔沖合底びき網漁業と沿岸漁業の操業体制づくりについて

● 本道の漁船漁業は、昭和五十二年の二百海里時代の到来以降、国際規制の強化などにより、従来の主要漁場であった北洋海域を失い、本道周辺二百海里内を主体とする操業体制への移行を余儀なくされたことから、沿岸の海域にあっては、漁場の狭隘や操業の輻輳、さらには、資源への影響など、多くの問題が生じたところであります。

● 道としましては、昭和六十三年に、本道周辺海域の資源と漁場に見合った操業体制づくりのため、資源保護対策や漁場の利用調整、さらには、漁獲努力量の削減を骨子とする指針を策定し、沖底漁業にあっては、機船連を、沿岸漁業にあっては、指導漁連を窓口に、関係漁業者を指導してまいりました。

● その結果、資源保護を図るため、ケガニ、エビについては、保護区域の設定、また、スケトウダラ、マガレイ、ソウハチ、ヒラメについては、小型魚保護のための資源管理協定が締結されております。

特に、沖底漁業にあっては、漁獲能力が大きいオッタートロール漁法船の操業隻数と操業区域を法制化したほか、ホタテガイの漁獲禁止、重ね網の禁止などが、実施されてきております。

● 本格的な海洋法時代を迎え、今後、栽培漁業の拡大や資源管理型漁業の推進が、一層強く求められることから、資源保護や漁獲努力の規制などについて、引き続き、関係業界を指導して、沿岸漁業と沖底漁業の協調が図られる操業体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔沖合底びき網漁業の操業の再構築について

● 本道の沖底漁船は、昭和六十二年に、旧ソ連水域の規制強化によって、百六十一隻から、現在の八十八隻となっておりますが、平成五年の経営状況調査を見ますと、約半数が赤字経営となっており、特に、近年は、スケトウダラなど、資源の悪化もあり、経営は、厳しい状況にあると考えております。

● 今後、国連海洋法条約の批准により、魚種別の漁獲可能量方式が、導入された場合には、資源水準が総じて低位な中にあって、魚価の低迷も加わり、現状の八十八隻体制では、さらに、厳しい経営が、強いられるものと予想されるところであります。

● このため、道としましては、本道周辺海域での適正な操業体制づくりを目的とした国の沖底モデル化事業の結果も踏まえ、今後、沖底業界と連携を図りながら、新たな操業体制の構築について、国と十分協議してまいりたいと考えております。

● また、将来、沖底漁業の操業隻数の削減などが、行われることになった場合には、ご指摘のとおり、過去に実施した国際減船並みの財政支援を、国に対し、強く要請してまいりたいと考えております。

二、十九トン型さけ・ます漁業について

〔経営実態について

● 十九トン型さけます漁業は、平成五年からロシアの二百海里内で操業が行われておりますが、漁獲割当量が少ないことや、漁業協力費の支払いが多額に上ることなどから、一隻当たりの漁業収支は、平成五年、六年とも、約一千万円前後の赤字となっております。

● また、本年は、一隻当たりの漁獲割当量が、昨年の二倍以上になりましたが、漁業協力費の単価の上昇や、魚価安の影響などにより、漁業収支は前年と同程度の赤字となり、厳しい経営状況にあると認識しております。

〔円高対策資金の適用などについて

● この資金は、最近の急激な円高に伴う輸入水産物の増大による、魚価の低落から、平年に比べ、本年の漁業収入が減少し、収支の悪化した漁業者であることが、融資要件となっておりますが、本年の十九トン型さけます漁業の、平均的な経営状況を見ますと、漁業収支の面では、前年と同程度の赤字となっていることなどから、本資金を利用できる漁業者は、少ないものと考えております。

● しかしながら、十九トン型さけます漁業をはじめ、各種漁業にあっても、輸入水産物の増大や、魚価の低落により、極めて厳しい経営環境にあることから、今後、これら漁業者の経営の安定を図るため、国に対し、新たな施策を講じるよう、強く要請して参りたいと考えております。

再質問

水産問題について

一、十九トン型さけ・ます漁業について

沖合底びき網漁業の次期一斉更新に向け、知事より明快なお答えをいただき、感激をいたしております。

また、十九トン型さけ・ます漁業の経営対策についても新たな施策を講じるべく、前向きなお答えをいただきました。

この点について更にお尋ねしたいのですが、今次3定補正で提案されたもう一本の重点施策、「漁業経営改善促進金融通事業」があります。

この事業は、中小漁業者の経営改善を図るための、低利な短期経営資金の融資事業であります。

しかしながら融資対象者は沖底、以西底びき、遠洋かつお・まぐろ・近海かつお・まぐろ、まき網、中型いか釣りの六業種であります。

計画策定段階の議論で水産庁に対し、十九トン型さけ・ますを加えるよう働きかけたのでありますが、諸般の事情により実現しなかったのであり残念であります。

しかし、議論の結果、制度創設に当って、水産庁がとりまとめた制度の基本的な考え方の文章の中に、「魚特法の中小漁業構造改善計画を策定する業種は、同法に定める要件に該当するものを、政令で指定することとしており、平成七年一月現在、次のとおりである」という文言を入れ、先の六業種を列挙したものであります。

つまり、平成七年一月現在は以下の六業種だが、政令改正で追加することはできる、という趣旨であります。

私は、この融資事業に乗せて救える経営体も、それなりにあるはずと考えますので、十九トン型さけ・ます漁業対策のひとつとして、国に政令改正を要請したらいかがか。

また、その際、同様の経営実態にある中型さけ・ますを含め要請していただきたいのであります。

さらに、政令見直し時期については、特に法律に規定されていないことから、緊急に措置するよう取り組むべきと考えますが、知事のお答えを求め、終わります。

再答弁

水産問題について

一、十九トン型さけ・ます漁業について

十九トン型さけ・ます漁業者は、気程もお答えいたしましたように、非常に厳しい経営状況にあることから、これら漁業者の経営改善を図るためには、この資金の活用も必要と考えております。

従って、今後、中型を含めさけ・ます流し網漁業について、本資金の利用が可能となるよう、「漁業再建整備特別措置法」第四条に基づく政令指定の、早期実現に向けて、国に働きかけてまいりたいと考えております。

H7, 9, 17　音更町後援会野遊会
（音更町文化センター屋外ステージ）４００名参加

H7, 6, 15　池田町後援会パークゴルフ大会
（千代田パークゴルフ場）１２０名参加

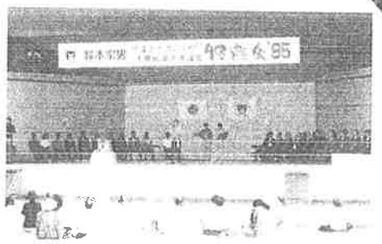

H7, 9, 2　鈴木宗男十勝総連合後援会野遊会
（帯広グリーンパーク）

H7, 9, 17　十勝馬まつり
（幕別町十勝軽種馬組合広場）

H7, 6, 18　御影後援会パークゴルフ大会懇親会
（御影神社広場パークゴルフ場）５０名参加

H7, 10, 15　鈴木宗男・喜多龍一浦幌連合後援会パークゴルフ大会
（浦幌森林公園パークゴルフ場）１２０名参加

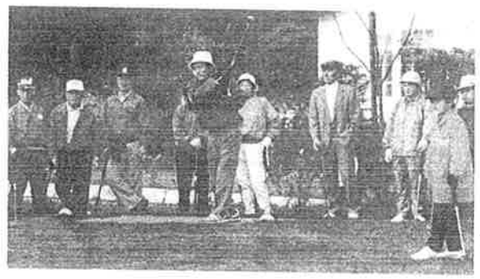

H7, 10, 8
屈足後援会パークゴルフ大会
（トムラ登山学校パークゴルフ場）
１１０名参加

H7, 10, 14　幕別後援会野遊会
（札内ヴェホーク城）５００名参加

H7, 10, 8　新得町後援会パークゴルフ場
（新得町運動公園）５０名参加

H7, 9, 24　大樹柏林祭り（大樹町柏林公園）